

令和5年第6回桶川市農業委員会総会 議事録

令和5年6月26日(月) 午後2時から

場所：桶川市役所3階 会議室305

| | |
|-----------------|--|
| 【出席委員】 農業委員 | 1 秋山重樹、2 天沼省司、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 岩崎真一、6 植野成美、7 加藤俊子、8 砂川富夫、9 原島貞夫、11 渡邊富二 |
| 農地利用 最適化推進委員 | 1 池田仁政、2 黒沼紀夫、3 渋谷政昭、4 高橋桂、5 高柳稔、6 竹内芳夫、7 塚本靖夫、8 原島忠男 |
| 【欠席委員】 | 10 堀口洋人 |
| 【傍聴人】 | 0人 |
| 事務局長 | <p>只今より、令和5年第6回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員11名のうち10名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の1「開会」を、岩崎委員にお願いします。</p> |
| 岩崎委員 | (開会宣言) |
| 事務局長 | 続きまして、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。 |
| 砂川会長 | (あいさつ) |
| 事務局長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p> |
| 議長 | <p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>11番の渡邊委員と、1番の秋山委員にお願いします。</p> |
| 議長 | <p>それでは、次第の4「議事」に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | 今月の農地法第3条の許可申請は、2件です。 |

| | |
|------|--|
| | <p>農地法第3条の許可申請ですので、農地を農地のまま権利の設定や移転を行うものになります。</p> <p>農地法第3条の規定による許可を受けるには、次の4つの要件を全て満たすことが必要になります。</p> <p>1つ目が、全部効率要件です。</p> <p>申請者が所有または借り受けている農地の全てを効率的に耕作している必要があります。</p> <p>2つ目が、農作業常時従事要件です。</p> <p>申請者または世帯員が農作業に常時従事している必要があります、原則、年間で150日以上農作業に従事している必要があります。</p> <p>3つ目が、地域との調和要件です。</p> <p>申請地周辺の農地利用に影響を与えないことが必要です。</p> <p>4つ目は、法人の場合に適用されるものですので、今月の案件には関係ございません。</p> <p>それでは、まず第1号件から説明させていただきます。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、売買となっております。</p> <p>譲受人は、世帯で33,576㎡の農地を耕作しております。</p> <p>事務局で確認したところ、その全ての農地を適正に管理しておりますので、全部効率要件を満たしていると考えております。</p> <p>また、譲受人は年間で300日以上農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件も満たしていると考えております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。</p> |
| 渡邊委員 | <p>それでは報告させていただきます。</p> <p>6月19日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は全て適正に管理されており、特段問題はございませんでした。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、聞き取り調査の結果報告ですが、私が聞き取りを行いましたの</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>で、報告させていただきます。</p> <p>電話にて聞き取り調査を行いました。</p> <p>申請者は世帯で300日以上農作業に従事されており、所有農地を全て耕作していらっしゃるようですので、申請地も耕作することは十分可能であると考えております。</p> <p>なお、申請地では、米と露地野菜を栽培する予定とのことですので、聞き取り調査の結果報告は以上です。</p> <p>それでは、第1号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p> |
| 議長 | <p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第1号議案第1号件について、承認とのことによろしいですか。</p> |
| 委員 | <p>異議なし。</p> |
| 議長 | <p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第1号議案第2号件について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>譲受人と譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>所有権の移転をする案件となっております、原因事項は、売買となっております。</p> <p>譲受人と譲渡人の関係性についてですが、兄妹となっております。譲渡人が県外に転居する予定であることから、近くに住む親族で農地を管理していくとのことですので。</p> <p>譲受人は、世帯で3,311㎡の農地を耕作しております。</p> <p>事務局で確認したところ、その全ての農地を適正に管理はしておりますので、全部効率要件を満たしていると考えております。</p> <p>なお、譲受人の世帯は、年間で210日以上農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件も満たしていると考えております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渡邊委員に現地調査の結果と聞き取り調査の結果について報告をお願いします。</p> |
| 渡邊委員 | <p>6月19日に現地調査を行いました。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>申請地は全て適正に管理されており、特段問題はございませんでした。</p> <p>また、同日に聞き取り調査を行いました。</p> <p>申請者は、世帯で150日以上農作業に従事しており、所有農地を全て耕作していらっしゃるようですので、申請地も耕作することは十分可能であると思います。</p> <p>なお、申請地では、里芋やサツマイモ等を栽培する予定とのことでした。現地調査と聞き取り調査の結果報告は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案第2号件について何か質問等ありますか。</p> |
| 議長 | <p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第1号議案第2号件について、承認とのことよろしいですか。</p> |
| 委員 | <p>異議なし。</p> |
| 議長 | <p>異議なしとすることで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、第2号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、第2号議案について説明させていただきます。</p> <p>基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。</p> <p>申請数は、新規のものが7筆、4,664㎡となっております。</p> <p>借受人についてですが、農家台帳上ですと、桶川市内で2,511㎡の土地を耕作しております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p> |
| 渡邊委員 | <p>6月19日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は全て適正に管理されており、特段問題はございませんでした。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案についてですが、何か質問等ありますか。</p> |
| 議長 | <p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第2号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p> |
| 委員 | <p>異議なし。</p> |
| 議長 | <p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、次第の5「報告事項」を事務局からお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。</p> <p>農地法第4条の届出が2件となっており、転用目的は、長屋敷地と住宅敷地となっております。農地法第5条の届出が3件となっております。転用目的は、住宅敷地が2件、資材置場が1件となっております。</p> <p>なお、令和5年5月26日までに行われた専決処分となっております。事務局からの報告は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第6「その他事項」を事務局からお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>「桶川市農業振興地域整備計画の変更について」ですが、今月は説明のみとさせていただきます。7月に現地調査を実施の上、農業委員会の意見をまとめる予定となっております。</p> <p>それでは、「桶川市農業振興地域整備計画の変更資料」をご用意ください。</p> <p>1ページ目に除外申出一覧がございます。令和5年5月に受け付けた農用地区域の除外申出は、自己用住宅が2件、消防署が1件、資材置場及び駐車場が1件、社会福祉施設（障害福祉サービス事業所）が1件の計5件となっております。</p> <p>まず、1120号件について説明させていただきます。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は自己用住宅で、除外後の農地区分は第1種農地と考えてお</p> |

ります。自己用住宅は、第1種農地の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、農地転用許可の見込みがある案件となります。

建築面積は129.18㎡で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面道路側溝へ放流する計画となっております。

また、申出地の隣接地は、全て宅地となっておりますので、被害防除策は計画されておられません。

なお、地権者と申出者は親族で、申出者の父母が桶川市の市街化調整区域に20年以上居住しており、都市計画法上の開発許可要件を満たしていることは、桶川市建築課へ確認済みとなっております。

続きまして、1121号件について説明させていただきます。

申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。

除外理由は消防署で、除外後の農地転用許可の手続きは不要となっております。

延べ床面積は707㎡で、排水計画は合併浄化槽設置の上、桶川市道にある側溝へ放流する計画となっております。

また、隣地との境界には、被害防除として基礎を設けた上でフェンスを新設する計画です。

なお、都市計画法上の開発許可が不要であることは、桶川市建築課へ確認済みとなっております。

続きまして、1122号件について説明させていただきます。

申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。

除外理由は資材置場及び駐車場を整備するためで、除外後の農地区分は、第2種農地と考えております。第2種農地の場合、周辺の他の土地では、転用目的が達成できないなどの理由がある場合は、許可が可能となっております。そのため、理由書については、委員の皆様も一読の上、ご確認をお願いします。

被害防除策についてですが、申出地北西側に水路、南西側に農地がありますので、万能鋼板による被害防除策を計画しております。

なお、建築行為はございませんので、都市計画法の許認可手続きは不要となります。

続きまして、1123号件について説明させていただきます。

申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。

除外理由は自己用住宅で、除外後の農地区分は第1種農地と考えております。第1種農地は原則不許可となっておりますが、自己用住宅は「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、例外的に認められるとされております。そのため、農地転用許可の見込みがある案件となります。

建築面積は62.92㎡で、排水計画は合併浄化槽設置の上、西側道路側溝へ放流する計画となっております。

また、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックとフェンスを新設する計画です。

なお、土地は申出者の母が所有しており、申出者の6親等以内の親族が桶川市の市街化調整区域に20年以上居住していることから、都市計画法上の開発許可要件を満たしていることは、桶川市建築課へ確認済みとなっております。

続きまして、1124件について説明させていただきます。

申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。

除外理由は社会福祉施設（障害福祉サービス事業所）で、除外後の農地区分は第1種農地と考えております。第1種農地は原則不許可となっておりますが、こちらの案件は、第1種農地の不許可の例外にある「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」に該当することから、農地法上の立地基準を満たすことができる案件となります。

建築面積は876.95㎡で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面道路側溝へ放流する計画となっております。

また、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。

なお、都市計画法に基づく許可見込みについては、現在、確認中です。

以上5件が、令和5年5月に受付けた除外申出になります。

事務局からの説明は以上です。

議長

只今の説明を受けて、質問や確認したい事項はございますか。

議長

無いようですので、事務局の報告を続けてください。

| | |
|------|--|
| 事務局 | <p>農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>次回の現地調査は、令和5年7月18日（火）の午前10時から、第2班が行いますので、市役所3階の会議室302にお集まりください。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は、令和5年7月25日（火）の午後2時から、市役所3階の会議室304で行いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p> |
| 議長 | <p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。</p> |
| 議長 | <p>無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p> <p>事務局長にお返しします。</p> |
| 事務局長 | <p>会長ありがとうございました。</p> <p>それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。</p> |
| 岩崎委員 | <p>(閉会宣言) 閉会時間 午後3時16分</p> |